

# 諮問事項No. 1 - ②

## パブリック・コメント実施結果について

パブリック・コメントにお寄せいただいた意見と、その意見に対する市の考え方を公表します。  
貴重な意見をお寄せいただきありがとうございました。

### 1 意見の提出状況

計画案等の名称	守谷市障がい者福祉計画(第4期)・守谷市障がい福祉計画(第7期)・守谷市障がい児福祉計画(第3期)(案)		
意見提出期間	令和5年11月17日(金)から12月18日(月)まで		
意見提出者数	1人	意見件数	3件
意見の反映結果	A : 意見の内容が計画案に含まれているもの B : 意見を踏まえた修正・対応をするもの C : 意見または要望として承ったもの		

※ いただいた意見は、概要を掲載しています。

※ パブリック・コメントは、いただいた意見や情報の内容を考慮して施策等の策定を行うものであり、施策等の賛否を問うためものではありません。

※ いただいた意見のうち、本計画案の内容に関する意見ではない所感などについては、関係課に伝達しました。

### 2 寄せられた意見の概要と意見に対する市の考え方

番号	該当ページ	意見の概要	意見の反映結果	意見に対する市の考え方
1		災害時の聴覚障がい者に対する情報保障及びマニュアル作成並びに手話通訳ボランティアの方が分かるような対応をお願いしたい。	C	ご意見いただいた内容については、市災害対策本部の要配慮者対策班等で検討し、P.29 及び P.41 の【取組の方向性】にある合理的配慮の提供やコミュニケーション手段の確保を念頭に、被災者支援の参考にさせていただきます。
2		選挙時の政見放送、街頭演説に手話通訳設置をお願いしたい。	C	ご意見いただいた内容については、P.29 の【取組の方向性】にある合理的配慮の提供が図れるよう、市選挙管理委員会に伝達します。
3		障害者差別解消法の改正を受け、障害者差別やいじめ嫌がらせに関するリーフレットの市民への配布をお願いしたい。	C	ご意見いただいた内容については、P.29 の「取組」の「差別解消の周知・啓発」にあるとおり、障がい者に対する差別の解消についての啓発や知識の普及に取り組みます。その方法についてリーフレットの配布も含め検討します。